

老人保健医療制度の構想

55.7.30

全国町村会

1. 趣旨

わが国の発展と繁栄の基礎を築いてきた高齢者が、すこやかに老い、生きがいのある老後の生活をおくることができるよう、健康増進、疾病の予防、リハビリ等の対策を充実し、あわせて現行制度における老人医療費の負担の不均衡を是正することを目的として、新しい「老人保健医療制度」を創設する。

2. 制度の体系

(1) この制度は、現行の医療保険制度とは「別建て」とし、老人医療費の支払いを全国を通ずる単一の会計でまかなう「老人医療給付事業」と老人保健サービスを実施するための諸事業とによって構成し、それぞれの事業を有機的に関連づけて運営する。

(2) この制度は、社会保険のシステムによらず、全国民による老人保健医療サービスの保障の制度とする。

3. 事業主体

(1) この制度は、国の責任において実施するものとし、それぞれの事業については、事業の態様に応じ、おおむね次のとおり分担する。

老人医療給付事業・・・・・・・・国

老人保健サービスの諸事業・・・・・・・・都道府県、市町村

(2) この制度の実施のために必要な関連施設の整備及び要員の確保については、国、都道府県、市町村が分担し、相互に協力して行うものとする。

4. 対象者

65歳以上の者（被用者にかかる退職者医療制度を整備し、その対象年齢と引続くように年齢を定める。）ただし、保健サービスのうち、壮年期から老年期までの一貫した対策を必要とするものについては、40歳以上の者

5. 医療給付

(1) 医療は、指定医療機関（全国共通）から現物給付するものとし、その給付割合は、次のとおりとする。

65歳以上の者： 健保家族なみ

70歳以上の者： 10割

(2) 医療費の支払いについては、新しい制度の創設が望ましいが、当面、現行の支払い方式による。

6. 保健サービス

(1) 保健サービスは、健康教育、健康診査、健康相談、健康維持増進、機能回復訓練、家庭看護指導、家庭奉仕員・介護人派遣、デイ・サービス、短期保護、生きがい対策等の事業を総合的に実施する。

(2) 保健サービスは、画一化を避け、原則として地域の実情に応じて実施することとし、全国的な水準は国庫補助金により調整する。

7. 関連施設の整備、要員の確保

この制度の実施に関連する施設の整備及び要員の確保については、年次計画による総合的な推進を図る。

8. 財源

(1) この制度の運営に要する経費に充てるため「老人保健医療税」（目的税）を創設する。（振替新税）

この税は、所得のあるすべての国民が、所得に応じて負担するほか、事業主が雇用に依りて、被用者と同額を負担するものとする。

この税の創設の際、現行各医療保険の保険料、地方税及び国税の調整（引下げ）を行う。

この税は、国税として徴収し、その一定割合を「老人保健医療譲与税」として都道府県及び市町村に譲与するものとする。

(2) 新税への振替えが完全に出来ない場合は、その残額を引続き国の一般財源によって負担するものとする。

9. 関連する制度の改正等

老人保健医療制度の創設に併せ、関連する諸制度の改正、諸施策の改善等を行う。その主なものは次のとおりである。

国民健康保険制定の改善

退職者医療制度の創設

診療報酬体系の改正

地域保健対策の総合的強化

地域医療情報管理システムの整備